

「風車部品高度化技術研究開発」 に係る公募について

2020年10月5日(月)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部 風力・海洋グループ

1. 事業概要の説明

- 事業の背景、目的、事業内容、期間、規模など

2. 応募に関する説明

- 応募の資格、方法、留意事項など

3. 提案書記載要領の説明

- 提案書の記載要領、提出書類、注意点など

(1) 背景

2019年4月1日に施行された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」では、長期にわたり海域を占有する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占有等に係る計画の認定制度を創設することが盛り込まれ、利用ルールを整備し、**海洋再生可能エネルギーを円滑に導入できる環境を整備**することで、再生可能エネルギーの最大限の**導入拡大**を図るとされています。

風力発電産業においては、風車の大型化にともない部品にも高度な製造技術・製造設備が求められており、**国内の風車部品メーカーは世界のマーケットにおいてより過酷な競争**にさらされる事態となっています。

国際的競争力を高めるべく大型化対応、高信頼化、低コスト化、付加価値技術を国内で検討する場合、大型風車実機試験設備もなく、最適な評価が難しいため国内部品メーカーにとっては評価を実施するにも厳しい状況であり、高コスト化の要因にもなっています。

(2) 目的

国内の風車部品産業界の国際的競争力向上に資する風車部品の開発や、生産コストの低減を目指します。そして国内へ設置される洋上大型風車に採用されることを目指します。

(3) 事業内容

国内で生産されている風車部品の内、比較的成本競争力の高い部品や国内生産によって洋上風力発電のコストを低減可能な部品を対象に、風車の大型化・大出力化に対応した、コスト競争力と信頼性を高める風車部品や評価技術手法・設備の開発を実施します。想定される対象部品は、ブレード、ナセル、タワー、等の風車関連部品です。

事業推進に当たっては、今後ますます導入が予想される国内へ設置される大型洋上風車を想定し、技術的な基本要件を満足し、かつ本事業で開発する実施内容をもとに、実機を用いた最適化・低コスト化・高信頼化を図り、国内部品メーカーの競争力を高め、最終的には洋上大型風車に採用されることを目標に開発を実施します。

(4)事業期間

2020年度から2022年度までの3年間（3年以内）

(5)事業規模、(6)事業スキーム

2020年度の事業規模(助成対象費用)：合計1200百万円以内
(事業規模(助成対象費用)総額5600百万円以内)

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

NEDO

助成 1/2以下

助成対象事業者
(民間企業、学術機関、等)

(1) 助成対象事業者

次の i から v.までの要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業等とします。なお、国外の企業等の特別な研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することが出来ます。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iii. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- iv. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- v. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等(助成対象事業者には含まない)と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること(又は連携の具体的予定を示すこと)ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと(提案書の添付資料2「企業化計画書」中に記載してください。)
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。(提案書の添付資料1「助成事業実施計画書」の「1.(1)③事業による効果」中に記載してください。)(我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。)*バックデータ:上記の基礎となる主要な事項(背景、数値等)
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3)助成対象費用、(4)助成率および助成金の額

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

i. 助成率

助成率 1 / 2 以内で助成します。

ii. 助成金の額

助成金の総額は 2 8 0 0 百万円程度、うち 2 0 2 0 年度の助成金の額は 6 0 0 百万円程度です。

提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書9部(正1部、副8部)を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にてご提出ください。

(1) 提出期限： 2020年11月4日(水) 12時必着

(2) 提出先 (郵送の場合)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージアム川崎セントラルタワー18階

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 渡部、相川、加藤、佐々木 宛

(「風車部品高度化技術研究開発」に係る提案書在中)
と朱記下さい)

(持参の場合)

同タワー16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

※期限日は、混雑が予想されます。余裕を持ってお越し下さい。

<注意> FAX又は電子メールでの提案書類の提出は受け付けません。

(1)提案書類の作成について

助成金を希望する事業者は、**提案書(様式第1及び添付資料1~4)1式(正1部及びその写し8部)**及び**受理票1部**をNEDO事務局(新エネルギー部[上記提出先])まで提出してください。なお、提案書は日本語で、添付書類を含め全てA4サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で止めてください(ステープラー留め、製本は行わないでください)。

※**提案書及び記入上の注意事項**は、NEDOウェブサイト<
<https://www.nedo.go.jp/>>の公募情報からダウンロードできます。

(2)提案に関する注意

・提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書)**6部**

(提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)

直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書) **6部**

・**チェックリストである提案時提出書類の確認(別添4)**で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、提案書類を提出してください。

・**国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料。**

(3)提案書類の受理及び提案書に不備があった場合

- ・応募要件に合わない提案者の提案書又は**不備がある**提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受領を提案者にお渡ししますので、あらかじめ**受領票(例1)**に会社名等ご記入の上、送付(持参)してください。
- ・提出された提案書等は返却しません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

応募に際し、併せて**e-Radへ申請**することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細はe-Radポータルサイトをご確認ください。

e-Radポータルサイト: <http://www.e-rad.go.jp/>

※e-Radの研究機関登録手続きに時間を要する場合がありますので、公募をお考えの方は、早めに手続きされることをお奨めします。

- ・NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・**評価者には守秘義務**がありますが、**提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する**場合は、該当する部分を「添付資料4」に明示ください。NEDOはその部分については**評価者に開示しません**。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書(CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・e-Radに登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(1)審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

- ・外部有識者による採択審査委員会; 目的達成に有効な助成事業者 [候補選定](#)
- ・NEDO内に設置する契約・助成審査委員会; 上記結果、基準等に基づき [最終決定](#)

※必要に応じて応募者のヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。

(2)審査基準

a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力(経理的基礎)、
経理等事務管理/処理能力

ii. 事業化評価(実用化評価)

新規性(新規な開発又は事業への取組)、市場創出効果、市場規模、
社会的目標達成への有効性(社会目標達成評価)

iii. 企業化能力評価

実現性(企業化計画)、生産資源の確保、販路の確保
(次ページに続く)

(2)審査基準

(前ページからの続き)

iv. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

v. 社会的目標への対応の妥当性

b. 助成金の交付先に関する選考基準

i. 助成金交付提案書の内容

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業者の遂行能力

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(4)スケジュール

	2020年			2021年	
	10月	11月	12月	1月	2月
・公募開始	10/5				
・公募説明会	なし*				
・公募締切		11/4			
・審査					
・採択通知			★中旬		
・交付決定 (事業開始)				★下旬	

* 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、公募説明会は行いません。

(1)研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 助成金交付申請書

採択は当該年度の申請内容に関するものであり、次年度の採択に当たっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添1を参照してください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に応募者が実施したNEDO研究開発プロジェクトについて、「NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票」の提出をお願いいたします。

(本調査は審査とは関係ありませんが、**必ず提出をお願いいたします**)

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございます。

(11) 交付決定の取り消しについて

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても**交付決定を取り消し、助成金の返還**を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

詳しくは、公募要領(本文)p.10の「**(12)公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応**」をご覧ください。

(13) 研究活動の不正行為への対応

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還して頂くことがあります。

詳しくは、公募要領(本文)p.11の「**(13)研究活動の不正行為への対応**」をご覧ください。

1. 提案書は、**提案書等記入上の注意**に従って記入して下さい。
2. **要約版はできるだけ簡潔に**作成ください。
3. 本文にページ制限はありません。本文では、**図表等を活用し、判りやすく簡潔にまとめて御記載下さい。**
4. 提案書は、**9部(正1部、副8部(コピー))**を提出して下さい。
5. 提案書類を格納した電子ファイル(CD-RまたはDVD-R)も併せて提出して下さい。
6. 提案書は、A4版両面印刷・左側2箇所穴あきで作成し、**ダブルクリップ等容易にはずれない方法**にて提出して下さい。
7. 提案書の**下中央にページ番号**を入れて下さい。
8. 「**法人印**」・「**法人代表者役職印**」は、正式に登録されている印鑑を使用してください。
9. 複数法人による連名提案の場合、**表紙に全ての法人の「法人名」「法人代表者名」等を記載して、捺印してください。**(連名記載した表紙を提案者分作成し、各々で押印することも可)

※本頁は、提案書等の記入上の注意に関する内容となります。

お問い合わせは、**10月26日(月)17時**まで、
E-mailのみ受け付けます。

ただし、審査の経過、応募状況等に関するお問い合わせには応じられません。ご了承ください。

E-mail : wind_koudoka@ml.nedo.go.jp

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部 風力・海洋グループ 宛



ご応募、お待ちしております。

ただいまの資料でお見せした内容は
ホームページからダウンロードできる
本事業の仕様書、および公募要領に
記されております。ご参照ください。